

平成30年度苓北町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」（案）

苓北町農業委員会

会長 岡村 貞夫

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、苓北町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消・発生防止について

- (1) 遊休農地の解消目標 2. 2 h a

【目標設定の考え方】

耕作放棄地解消事業（有効利用促進事業1. 2 h a）・遊休農地解消対策補助金（町単独事業1. 0 h a）を活用し解消に取り組む。

- (2) 遊休農地の解消の具体的な取り組み方法

利用状況調査により遊休農地を把握し、意向調査の結果を踏まえ、解消に努める。

- (3) 遊休農地の発生防止の具体的な取り組み方法

(ア) 意向調査により貸付可能な農地を把握する。

(イ) 意向調査で規模拡大農家を把握し、貸付地をあっせんする。

2. 担い手への農地利用集積について

- (1) 担い手への農地利用集積目標 3. 0 h a

【目標設定の考え方】

農地中間管理事業を活用しながら農地利用の集積・集約化に取り組む。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

①農業経営改善計画作成指導

②認定農家の研修会

③農家調査（農業経営改善計画達成状況等）

④農業委員、農地利用最適化推進委員による意向調査の戸別訪問

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 2 経営体

【目標設定の考え方】

担い手協議会との連携により、担い手の確保・育成を図る。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

担い手制度・認定農業者制度の周知・普及を図り、新規参入を促進する。

必要に応じて農地相談・現地確認を実施する。

4. その他

この指針は、年度の初めに見直しを行うことを原則とする。